

一般社団法人おやこで育つ・愛とゆうきの会 定款

令和 5年 4月25日作成

令和 5年 5月10日公証人認証

令和 5年 5月22日成立

一般社団法人おやこで育つ・愛とゆうきの会定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人おやこで育つ・愛とゆうきの会と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

(目的)

第 3 条 当法人は、子育て中の親と子どもが生きる幸せを感じ、自他ともに愛することの喜びを知り、親も子どもも日常生活をより良く生きるための知恵となる、アドラー心理学の理論と実践を普及すると共に、身体を整えることで心の健康を促す、ヨガやその他健康法を提供することを目的とする。

それによって、親も子どももありのままの自己を受容し、子育て中の家族みんなの人生が豊かになり、健やかな育ちと成長をサポートすることに力を尽くし、その目的に資するために次の事業を行う。

- (1) 大阪市子育て支援拠点事業ひろば型事業の実施
- (2) 子育て中の親御さんへ向けたアドラー心理学の普及啓発事業
- (3) 子育てに関する人材育成および教育研修事業
- (4) 不登校の小中学生に関する支援事業
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第 4 条 当法人の公告は、電子公告により行う。
<https://oyako-ai-yuki.jimdofree.com/>

第 2 章 社員

(入社)

第 5 条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

(社員の資格喪失)

第 6 条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (2) 退会した時
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき
- (4) 除名されたとき

(退社)

第 7 条 社員はいつでも退社することができる。

第 3 章 社員総会

(社員総会)

第 8 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎年 4 月にこれを開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

第 4 章 役員

(員数)

第 9 条 当法人に理事 2 名を置く。
2 理事のうち、1 名を代表理事とする。

第 5 章 計算

(事業年度)

第 10 条 当法人の事業年度は、毎年 5 月 1 日から翌年 4 月末日までの年 1 期とする。

第 6 章 附則

(最初の事業年度)

第 11 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和6年4月末日までとする。

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第 12 条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりである。

大阪府大阪市天王寺区大道2丁目13番21-402号

設立時社員 中尾 麻友子

大阪府大阪市東淀川区豊里6丁目4番6号

設立時社員 竹内 明子

以上、一般社団法人おやこで育つ・愛とゆうきの会を設立するためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和5年 4月25日

設立時社員 中尾 麻友子

設立時社員 竹内 明子